

川崎市火災予防規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(標識等)</p> <p><b>第3条</b> 条例第14条第1項第5号(条例第11条の2第1項及び第3項、第14条第3項、第14条の2第3項、第15条第2項及び第3項並びに第16条第2項及び第4項の規定において準用する場合を含む。)、第20条第3号、第26条第2項及び<b>第3項第2号本文</b>、第34条の2第2項第1号(条例第30条及び第38条第3項の規定において準用する場合を含む。)、第39条第2項第1号、第54条第4号及び第60条の規定により設ける標識、表示板、掲示板等の様式は、別表第2のとおりとする。</p>	<p>(標識等)</p> <p><b>第3条</b> 条例第14条第1項第5号(条例第11条の2第1項及び第3項、第14条第3項、第14条の2第3項、第15条第2項及び第3項並びに第16条第2項及び第4項の規定において準用する場合を含む。)、第20条第3号、第26条第2項及び<b>第4項第2号</b>、第34条の2第2項第1号(条例第30条及び第38条第3項の規定において準用する場合を含む。)、第39条第2項第1号、第54条第4号及び第60条の規定により設ける標識、表示板、掲示板等の様式は、別表第2のとおりとする。</p>